

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

- 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (震-3- 1)
- 2 被災者生活再建支援金 (震-3- 1)
- 3 公営住宅の建設等 (震-3- 2)
- 4 災害援護資金 (震-3- 3)
- 5 生活福祉資金 (震-3- 4)
- 6 市税の徴収猶予及び減免等 (震-3- 4)
- 7 生活相談 (震-3- 5)
- 8 雇用の維持に向けた事業主への支援 (震-3- 5)
- 9 職業のあっせん (震-3- 6)
- 10 義援金品の配布 (震-3- 6)
- 11 その他の生活確保 (震-3- 7)
- 12 市災害見舞 (震-3- 7)
- 13 中小企業への融資 (震-3- 7)
- 14 農林漁業者への融資 (震-3- 9)

### 第2節 津波災害復旧対策

- 1 河川、海岸、港湾施設 (震-3-11)
- 2 林地荒廃防止施設 (震-3-11)
- 3 漁港施設 (震-3-12)
- 4 津波災害廃棄物処理 (震-3-12)

### 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

- 1 水道施設 (震-3-13)
- 2 電力施設 (震-3-13)
- 3 ガス施設 (震-3-14)
- 4 通信施設 (震-3-15)
- 5 農林・水産業施設 (震-3-15)
- 6 公共土木施設 (震-3-16)

### 第4節 激甚災害の指定

- 1 激甚災害に関する調査 (震-3-18)
- 2 特別財政援助額の交付手続き等 (震-3-18)

### 第5節 災害復興

- 1 体制の整備 (震-3-19)
- 2 災害からの復興に関する基本的な考え方 (震-3-19)
- 3 想定される復興準備計画 (震-3-19)
- 4 復興対策の研究、検討 (震-3-20)



## 第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらにこころのケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

### 1 被災者に関する支援の情報の提供等

主な担当	被災者救援班
------	--------

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は市及び国と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

### 2 被災者生活再建支援金

主な担当	被災者救援班
------	--------

#### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

#### (2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

#### (3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額になる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円

(5) 支援支給手続き

被災者は支給申請を市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめて県へ提出する。

県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業による支援

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

3 公営住宅の建設等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は市営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

#### 4 災害援護資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

##### (1) 貸付対象

###### ア 貸付けの対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

###### イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

##### (2) 貸付限度額

###### ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をと  
り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- (エ) 住居の全壊 350万円

###### イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をと  
り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円
- (ウ) 住居の全壊（エを除く） 250万円
- ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分をと  
り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
- (エ) 住居の全体が滅失もしくは流失 350万円

##### (3) 貸付条件

- ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）

- イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
- ウ 利子 年3%以内で市が条例で定める率（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
- (5) 申込方法 市役所

## 5 生活福祉資金

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 貸付対象
 

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯 150万円以内
- (3) 貸付条件
  - ア 据置期間 6ヶ月以内
  - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
  - ウ 利子
    - 保証人あり 無利子
    - 保証人なし 年1.5%
  - エ 保証人
    - (ア) 連帯保証人となること
    - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
    - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
    - (エ) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
    - (オ) 申込方法 市が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ社会福祉協議会へ申し込む。

## 6 市税の徴収猶予及び減免等

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、勝浦市税条例により、市税の災害救済措置として、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。

- (1) 申告等の期限の延長
 

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長する。

  - ア 災害が広範囲にわたる場合
 

市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
  - イ その他の場合
 

納税義務者等の申請により、市長が、災害のやんだ日から納税義務者については2ヶ月以内、特別納税義務者については30日以内において期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対して、該当する各税目について減免及び納入義務の免除等を行う。

なお、県税の徴収猶予及び減免等については、千葉県地域防災計画 地震・津波編 第4章 第1節「被災者生活安定のための支援」による。

- ア 個人の市民税
- イ 固定資産税
- ウ 国民健康保険税
- エ 介護保険料

7 生活相談

主な担当	情報収集・電話対応班、千葉県、警察
------	-------------------

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
勝 浦 市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等に個別相談窓口を設置し、それぞれ課の分掌事務の解決を図る。
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</li> <li>2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施</li> <li>3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</li> <li>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。</li> </ol>
勝 浦 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</li> <li>2 警察活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</li> </ol>

8 雇用の維持に向けた事業主への支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

## 9 職業のあっせん

主な担当	被災者救援班、労働局
------	------------

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災状況等を勘案の上、公共職業安定所（ハローワークいすみ）と緊密な連絡をとりながら速やかにそのあっせんを図る。
- (2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所（ハローワークいすみ）を通じ、次の措置を講じる。
  - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
  - イ 巡回職業相談の実施

## 10 義援金品の配布

主な担当	総務班、被災者救援班、日本赤十字社
------	-------------------

- (1) 方針
 

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び市の三者で総合的な計画を樹立する。
- (2) 義援金品の受付
  - ア 義援金品の受付
 

受付窓口は、被災者救援班に設置し、義援金品の受付を行う。

ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

被災者救援班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入れルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。
  - イ 受領書の発行
 

義援金品を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。
- (3) 義援金品の配分
  - ア 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、市長（本部長）が決定する。
  - イ 総務班は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。
 

なお、被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。
- (4) 義援金品の保管場所
 

寄託された義援金品について、被災者に配布するまでの間、会計課の金庫等に保管を依頼する。

義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を合わせて倉庫等に保管するものとするが、災害の状況によっては、臨時に集積所を定めて保管する。



## 11 その他の生活確保

主な担当	日本郵便(株)、労働局、日本放送協会
------	--------------------

機 関 名	生活確保の取扱い
日 本 郵 便 ( 株 )	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便関係             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</li> </ol> </li> <li>2 災害時における窓口業務の維持</li> <li>3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</li> </ol>
労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあせをを図るものとする。</li> <li>2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</li> <li>(2) 巡回職業相談の実施</li> </ol> </li> <li>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</li> </ol>
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

## 12 市災害見舞

主な担当	被災者救援班
------	--------

災害救助法の適用を受けない災害については、勝浦市災害見舞規程により見舞金を支給する。

## 13 中小企業への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

千葉県制度融資による経営安定資金の融資対策を講じる。

### (1) 市町村認定枠

#### ア 融資対象者

- (ア) 激甚災害により被害を受けた者
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

- イ 融資用途  
設備資金、運転資金
  - ウ 融資限度額  
1 中小企業者 8,000 万円以内
  - エ 融資期間  
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
  - オ 融資利率  
年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- (2) 一般枠
- ア 融資対象者  
知事が指定する災害により被害を受けた者
  - イ 融資用途  
設備資金、運転資金
  - ウ 融資限度額  
1 中小企業者 8,000 万円以内
  - エ 融資期間  
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
  - オ 融資利率  
年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）
- (3) 激甚災害枠
- ア 融資対象者  
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
  - イ 融資用途  
設備資金、運転資金
  - ウ 融資限度額  
1 中小企業者 8,000 万円以内
  - エ 融資期間  
設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
  - オ 融資利率  
年 1.0%～1.4（融資期間により異なる。）
- (4) 高度化融資（災害復旧貸付）
- 既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は、災害による被害を受けた施設を復旧するにあたって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
- ア 貸付期間  
最長 20 年（うち据置期間 3 年以内）
  - イ 貸付金利  
無利子
  - ウ 貸付割合  
貸付対象事業費の 90%以内

14 農林漁業者への融資

主な担当	被災者救援班
------	--------

令和2年8月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	（個人） ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等原則5年以内)
		（法人） ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置		
		5.5%以内資金		
6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）

第3章 災害復旧・復興計画（第1節 被災者生活安定のための支援）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
（株） 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	25年 （据置10年以内）
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円（特認年間経営費等の3/12以内）		10年 （据置3年以内）
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80～90%以内	変動 （毎月見直し）	30年（据置20年以内） 20年（据置3年以内） 15年（据置5年以内）
		災害による林道の復旧	80%以内		
	災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内			
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 （据置3年以内）		
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設あたり300万円（特認600万円、漁船1,000万円～11億円）又は負担する額の80%のいずれか低い額	15年 （据置3年以内） 果樹の改植補償は25年（据置10年）		
（共同利用施設）	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年 （据置3年以内）		

## 第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要がある。また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業の支障となる。

### 1 河川、海岸、港湾施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波によって被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

#### (1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又は破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止め、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

#### (2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

#### (3) 港湾施設

- ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外郭の施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

### 2 林地荒廃防止施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

林地荒廃防止施設管理者は、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

### 3 漁港施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

漁港施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

#### (1) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

#### (2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

### 4 津波災害廃棄物処理

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

## 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設、また、道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

#### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・上水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

#### (2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。  
この場合は次の点に留意する。
  - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
  - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮・住民への広報、保安対策に万全を期する。

### 2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、市及び東京電力パワーグリッド(株)は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」  
停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等並びに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」  
それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」  
長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

■災害時における電気に関する広報事項

広報事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。</li> <li>2 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。</li> <li>3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</li> <li>4 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。</li> <li>5 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。</li> </ol>
------	--

### 3 ガス施設

主な担当	（一社）千葉県LPガス協会
------	---------------

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

- (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成  
復旧計画作成のため、次の設備について被害調査を行う。
  - ア 供給設備
  - イ 需要家のガス施設  
これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。
- (2) 復旧措置に関する広報  
復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (3) 復旧作業  
需要家設備の復旧作業を、次のとおり実施する。
  - ア 閉栓確認作業
  - イ 点火・燃焼試験
  - ウ 開栓
- (4) 再供給時事故防止措置
  - ア 供給施設  
ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。



イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話(株)
------	------------

(1) 東日本電信電話(株)における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

\*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

【電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等】

5 農林・水産業施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 取水施設や用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路等護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
  - (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
  - (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると林業生産基盤の役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設等

漁港施設管理者は、管理する施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外郭施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 共同利用施設

(ア) 事務所、倉庫等の倒壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(イ) 荷捌場の破壊、陥没等で水揚げや漁業生産物の出荷、供給に重大な支障を与えているもの

6 公共土木施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。復旧にあたっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

また、緊急車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令するほか、路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

(2) 河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸・天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の決壊又はその破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止め、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はその破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸・水門の全壊等で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外郭の施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

## 第4節 激甚災害の指定

市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 1 激甚災害に関する調査

主な担当	本部統括班
------	-------

市長（本部長）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 2 特別財政援助額の交付手続き等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 第5節 災害復興

### 1 体制の整備

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

なお、市は、災害復旧・復興本部の役割等について研究する。

### 2 災害からの復興に関する基本的な考え方

主な担当	全班
------	----

市は、県及び関係機関等と連携し、行政の施策（公助）や自分の身は自ら守ること（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、県では、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

### 3 想定される復興準備計画

主な担当	全班
------	----

復興計画を実効性ある内容とし、よりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・

福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性と地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力で住宅再建できるよう、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

主な担当	全班
------	----

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、こころのケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

- (4) 農林水産業の再生と発展
  - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
  - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
  - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
  - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生と発展
  - ア 商工業の再生及び成長支援
  - イ 観光業の再生
  - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
  - ア 安全なまちづくりの推進
  - イ 公共土木施設の防災機能の強化
  - ウ 交通ネットワークの機能強化
  - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化